

***子どもの成長や発達、親子関係の現状**

子どもをめぐる社会情勢や育児環境の変化に伴い、子育ての孤立、不安に対応しきれない保護者が増加し、子どもの発達に影響を及ぼすような不適切な養育も社会問題になっており、子育ての孤立を防ぐ支援が必要です。

表 19 こんにちは赤ちゃん訪問数

	平成 19年度 《3か月》	平成 20年度 《12か月》
訪問件数	56	636

表 20 養育支援訪問数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問件数	284	267	121	54

表 21 乳幼児健康相談参加数

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児
保健センター	235	174	263	235	174	263	245	179
公民館、 かがやき等	68	22	46	68	22	46	168	852
合 計	303	196	309	303	196	309	413	1,031

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児	乳 児	幼 児
保健センター	302	183	287	131	376	270	287	179
公民館、 かがやき等	167	690	270	1,115	209	648	243	633
合 計	469	873	557	1,246	585	918	530	812

表 22 離乳食教室参加数

	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度		平成 20 年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	全期	全期	全期	前期	後期	前期	後期
延べ 参加 人数	265	176	246	221	174	194	84	70	99	113	90	117	77

※栄養士による離乳食教室を実施し、離乳食の意義や進め方を理解していただき、子どもの成長に合わせ 離乳食を楽しく進めていけるよう支援しています。

表 23 4か月児健康診査受診数

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
対 象 数	694	721	727	660	638	647	616	646
受 診 数	675	704	691	645	619	635	600	631
受 診 率	97.3%	97.6%	95.0%	97.7%	97.0%	98.1%	97.4%	97.7%

表 24 10か月児健康診査受診数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
対象数	701	704	736	683	672	640	636	631
受診数	661	681	695	665	635	606	620	599
受診率	94.3%	96.7%	94.4%	97.4%	94.5%	94.7%	97.5%	94.9%

※乳児の健全な発育及び発達を確認するとともに、疾病の早期発見に努め、子どもが健やかに育つよう、また、親の心配を解消できるよう支援しています。

表 25 1歳6か月児健康診査受診数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
対象数	664	692	748	742	664	670	664	624
受診数	621	666	714	718	640	667	630	596
受診率	93.5%	96.2%	95.5%	96.8%	96.4%	99.6%	94.9%	95.5%

※幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語等発達が伸び、社会性が備わってくる1歳6か月時に健康診査を実施し、疾病の早期発見や発達特性、育児状況を確認し、助言や育ちの支援を行っています。また、予防接種や歯科保健、事故防止等子どもの健康の予防対策についての知識や情報を提供しています。

表 26 2歳児健康相談来所数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
対象者	131	163	115	133	83	103	102	124
来所児	87	101	103	114	67	73	91	88

※1歳6か月児健康診査において、発達や発育等を継続的に観察、支援したほうが良いと思われる幼児、未受診児に対して、発育、発達の確認及び相談を行っています。

表 27 3歳6か月児健康診査受診数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
対象数	724	748	702	708	759	730	673	696
受診数	658	689	690	674	715	708	629	669
受診率	90.9%	92.1%	98.3%	95.2%	94.2%	97.0%	93.5%	96.1%

※幼児期において、身体発育及び精神発達の面からも最も重要な時期である3歳6か月時に健康診査を実施し、疾病の早期発見や発達特性、育児状況を確認し、助言や育ちの支援を行っています。また、予防接種や歯科保健、事故防止等子どもの健康の予防対策についての知識や情報を提供しています。

表 28 こあらっこ教室参加数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
開催回数	44	44	44	22	22	22	22	22
延べ参加数	303	225	266	183	170	203	140	194

※遊びを通して、幼児を継続的に観察、支援し、育てにくさを感じている母親に健やかな母子関係が図れるよう支援する教室を実施しています。

表 29 きりんさん教室参加数

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
開催回数	11	11	11	11	11	11	11	11
延べ参加数	57	39	30	45	45	50	68	41

※就学前の幼児を対象に、感覚統合遊び等を通して発達を支援しながら、小さな集団で安心して活動できるよう支援する教室を実施しています。

⑧「食育」の現状

*幼稚園・保育所における食育の現状

保育所では、食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）による取組や、栄養士が給食の献立や食材等の説明を行う給食試食会を開催し、食に関する学習の機会を設けています。

また、保育所や幼稚園では、野菜を栽培し、その成長と収穫の喜びを子ども達に体験させています。

児童の発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ね、生涯にわたり健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培う食育に取り組む必要があります。

*小・中学校における食育の現状

食育基本法の施行により、三重県においても平成19年度より栄養教諭が配置され、名張市でも市内22小・中学校に食育担当者を置き、年間計画に基づいて食育を推進してきました。

平成20年度より3名の栄養教諭の配置が実現し、栄養教諭の兼務による食育の授業は、各校の食育の推進に大きく貢献してきました。

子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事の取り方などについて自ら判断し、実践していく「食の管理能力」や「望ましい食習慣」を身につけさせることが重要です。

*思春期における食育の現状

子どもの生活習慣や食生活に伴う健康問題が指摘され、思春期のダイエット等による成長期の栄養不足も問題となっています。

⑨思春期の保健対策と健康教育の現状

*思春期の発達に伴う変化、性や健康に関する現状

思春期における人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒の問題、不登校や非行等の思春期特有のこころの問題も併せて、思春期に関する問題が深刻化、社会化しています。

思春期に関する問題は、本人の現在の問題に留まらず、生涯にわたる健康障害や、次世代への影響も及ぼしかねない問題であり、学校、地域等関係機関と連携を図り、相談・支援体制の充実が求められています。

⑩小児医療の現状

*小児地域医療の現状

少子化・核家族化がますます進行していく中、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかで安心な暮らしができるよう、保健・福祉・医療の連携の強化と、小児地域医療のさらなる充実が求められています。

*小児救急医療の現状

夜間や休日の一次救急医療は、地域医師会の協力を得て、応急診療所で小児診療を行っています。

今後、さらなる小児診療の充実を行い、安心して日常生活が送れる体制づくりが必要です。

図 16 かかりつけ医（就学前児童）

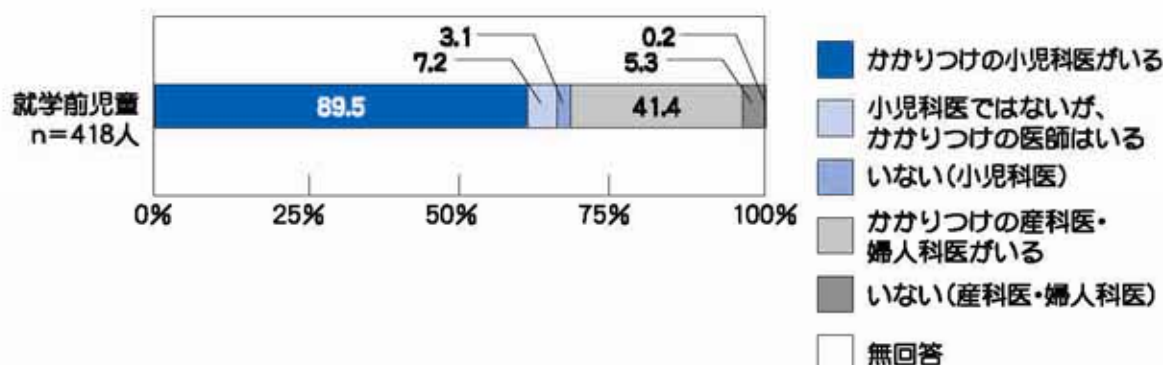
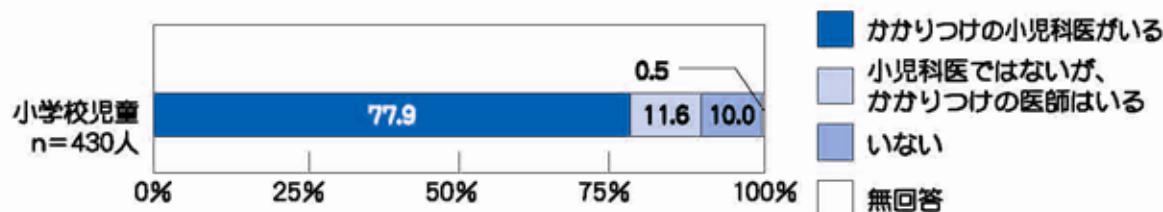


図 17 かかりつけ医（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 7 月）

⑪信頼される学校づくりの現状

*命を大切に、心を豊かにする教育の現状

幼児・児童・生徒の望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの命や人権を尊重する意識と実践力を養う人権教育の充実を図ってきました。

また、子どもの心に響く道徳教育の推進や、地域と学校との連携・協力による職場体験学習の推進、ボランティア精神や、社会生活上のルールを身に付けることも含めた豊かな心を育む取組を進めてきました。

*自ら学び、考える力を育てる教育への取組の現状

社会の変化と新しい時代に対応して、児童生徒の発達段階に応じた小学校外国語活動・国際理解教育、情報教育等の取組を進め、系統的継続的な取組の成果が出てきています。

また、先輩に学ぶ講座の開設、職場体験学習等を進めながら、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付ける取組を進め、成果も徐々に出てきています。

今後とも、小学校段階から、自己の個性を理解して、進路を選択する能力・態度の育成を図る必要があります。

*将来の子育て支援に係る教育への取組の現状

児童生徒が幼児の心身の発達の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家庭の役割を理解し、将来家庭の中心として子どもを産み育てる役割と責任があることの自覚を促すために、道徳や家庭科、保健体育や、総合的な学習の時間を中心として、指導を進めてきました。

また、保育所や幼稚園での職場体験学習や、幼児理解や関わり方についても理解を促してきました。

*家庭・地域との連携を進める学校づくりへの取組の現状

子どもたちの実態把握、子ども理解を行うために、Q-U（学校アンケート調査）の活用も含めた学級集団づくりを進めています。

現在、関係機関での子育てに関する相談や講演会等の開催、スクールカウンセラーの配置（平成21年度は市内5中学校及び2小学校）により、子どもや保護者の悩みや、子育てに関する相談の充実を行っています。

また、学校支援地域本部や地域住民のボランティア活動により、地域ぐるみで学校を支援し、子どもたちを育む活動も推進しています。

学校において、より一層の子ども理解のための取組を推進していくことや、家庭における子育てへの支援体制の一層の充実を図っていくことが必要です。

⑫幼児教育の現状

*幼保一元化の現状

近年、都市化・核家族化・女性の就労の増加などを背景として、保育所においては高まる保育ニーズを吸収できない状況であり、待機児童が生じている一方、幼稚園では定員割れの状況が顕在化しています。このような状況の中で、就学前の子どもの教育・保

育のあり方や関係施設の機能を検討するために、「名張市就学前教育・保育に関する検討委員会」を設置し、市が取り組むべき具体的な施策についての提言を平成20年3月に受けました。

今後、この提言を踏まえ、子育てと仕事の両立を求める保育需要への対応について、国の動向や子どもを取り巻く環境の変化を反映し、具体的な施策の取組を検討していく必要があります。

*幼稚園、保育所と小学校の連携の現状

幼稚園・保育所・小学校の連携を推進するために、「小・幼・保連絡会議」を開催し、それぞれの指導者が情報を共有化し、互いの教育・保育に対して理解を深めることを目的に、三者の日常的な情報交換や合同研修、継続的な交流等を行ってきました。

また、幼稚園・保育所・小学校教員が一緒に教育・保育の現状と課題について、研修する機会を持ち、ともに子どもの育ちを支えていく体制を整備してきました。

さらに小学校の授業に園児や保育士の参加や、幼稚園・保育所を小学校児童が訪問し、交流を持つなど、各園・学校独自の交流も行っています。

個々の子どもに対する支援を充実させるため、幼稚園・保育所・小学校のさらなる連携と、関係機関とのつながりを持っていく必要があります。

⑬家庭や地域の教育力の現状

*次世代の親の育成の現状

少子化や核家族化の影響もあり、また、テレビやゲームに加え、インターネット、携帯電話の普及などを背景に、子ども同士が実際にふれあう機会が減少し、つながりが希薄になっているのが現状です。

思春期の子どもが乳幼児や乳幼児を育てている親とふれあうことで命のつながりを知り、親になることへの意識付けを行うため、こども支援センター「かがやき」にて、「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」を行っています。

今後も、思春期の子どもに命のつながりを知らせ、親になることへの意識付けを行い、次世代の親の育成に向けた取組が必要です。

⑭良質な住宅の確保と情報提供の現状

*子育て世帯への市営住宅の供給の現状

名張市における住宅施策は従来より、ひとり親世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等に対する優先入居制度を実施しておりましたが、平成19年度の夏見市営住宅建替え整備事業では一部において就学前児童のいる世帯や、多子世帯を入居対象とする若年層専用住宅を建築し、子育て世帯への良質な住宅供給を推進しました。

⑮安全・安心な都市環境の現状

*安心して暮らせる都市環境の現状

妊産婦や乳幼児連れの親をはじめとし、高齢者・障がい者にいたるすべての人が利用しやすく、快適で安全に移動できるような交通環境を形成するため、子どもの視点や子

ども連れの親の視点にたった歩道等の整備を順次進めています。

引き続き、安全安心な道路整備を進めるため、三重県公安委員会や関係機関と協議を重ね、道路交通環境整備を推進していくことが必要です。

公園の整備については、平成20年度より中央緑道と併せ、鴻之台3号公園がユニバーサルデザインを導入した近隣公園として供用開始しました。

各地域に点在する街区公園を、市内に15ある地域づくり組織のなかで、地域の独自性を生かした利用の検討が必要です。

自動車を運転できない人が自由に移動することができるよう、バス・鉄道などの公共交通機関と連携して、利用者のニーズにあった利便性の高い公共交通「地域コミュニティ交通」の運行を促進しています。

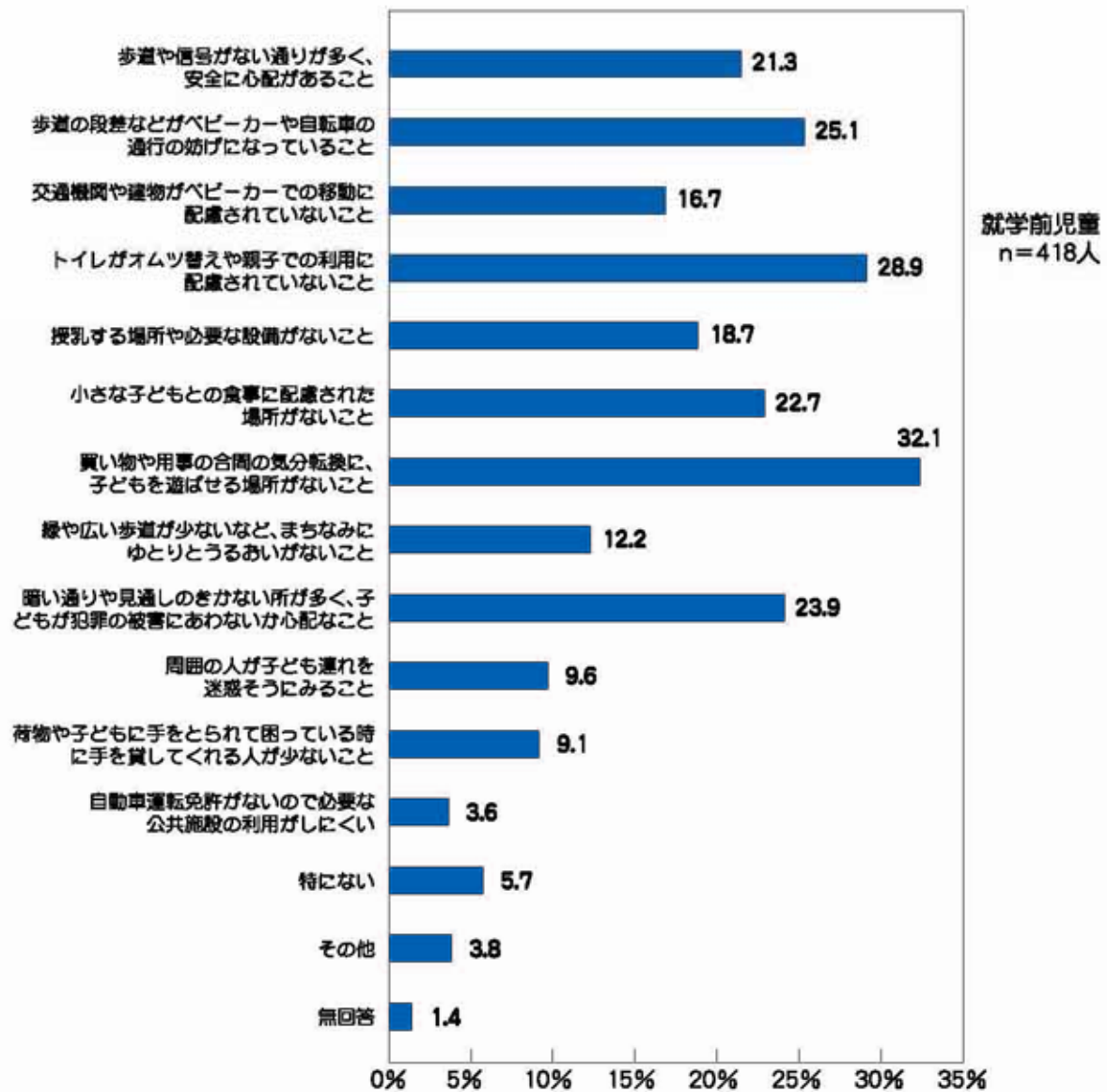
今後、交通不便地域と位置づけられている地域のコミュニティ交通導入の検討が必要です。

表 30 地域コミュニティ交通

市街地循環型コミュニティバス「ナッキー号」
国津地域コミュニティバス「あららぎ号」
錦生地域コミュニティバス「ほっとバス錦」
薦原地域コミュニティバス「コモコモ号」
蔵持地域コミュニティバス「みどり号」
百合が丘地域福祉バス「ゆりバス」
すずらん台地域福祉バス

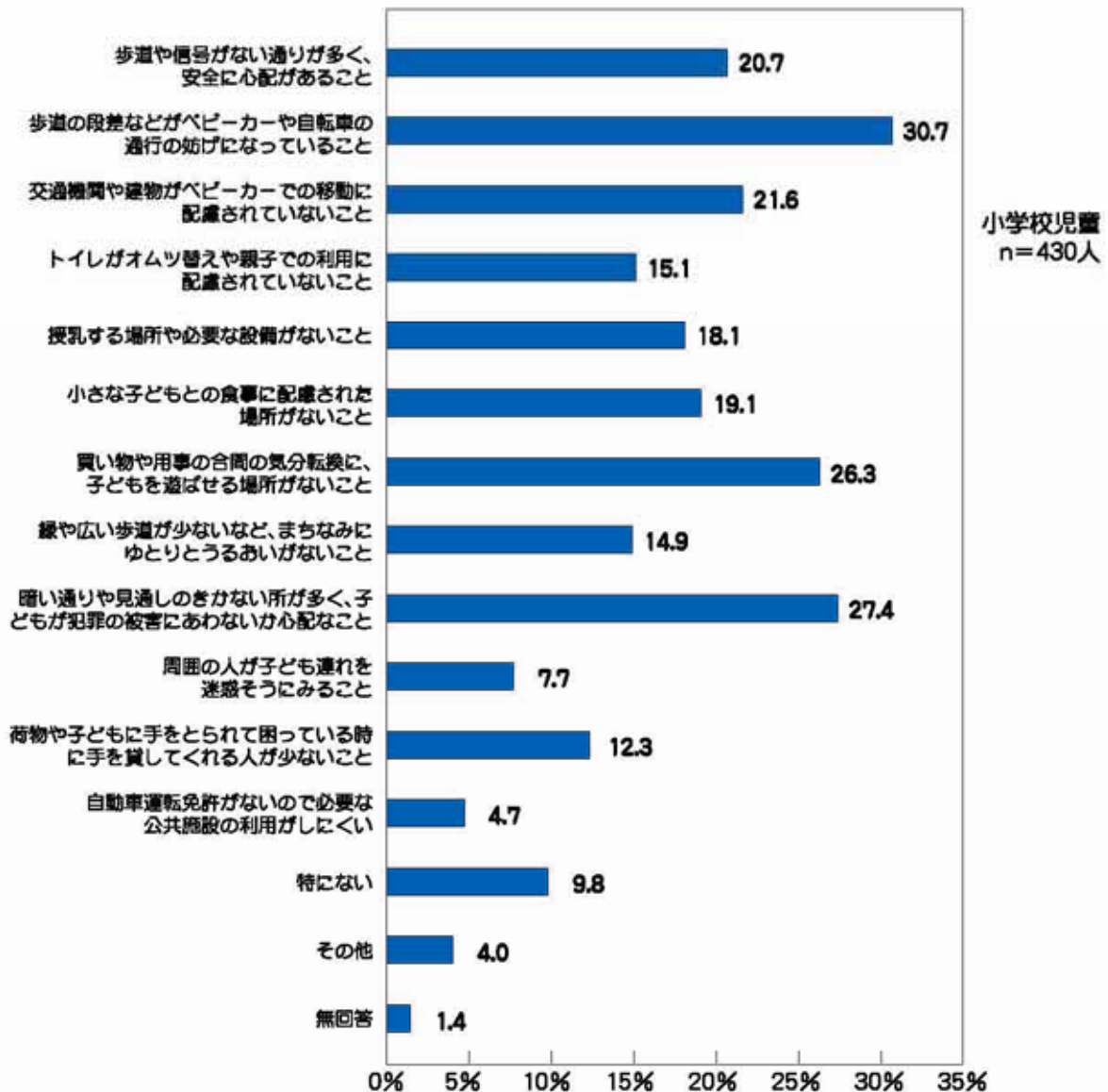


図 18 子どもとの外出の際、困ること・困ったこと（就学前児童）



※資料：「次世代育成支援に関する二一三調査」（平成 21 年 7 月）

図 19 子どもとの外出の際、困ること・過去に困ったこと（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 7 月）

*安全・安心なまちづくりの現状

名張地区防犯協会や名張市生活安全推進協議会防犯部会などを中心に、犯罪抑止のための広報、啓発活動に取り組みました。

名張警察署管内の平成 19 年の刑法犯認知件数は 931 件、平成 20 年の刑法犯認知件数は 899 件と、32 件 3.5%減少し、市民意識調査でも「生活の中で犯罪に対する不安を感じている」市民の割合は、平成 19 年度は、65.3%、平成 20 年度は 57.1%と減少しています。

全国的に凶悪な犯罪が多発している現状を踏まえ、各種施策を通じ市民のみなさんの安心・安全を確保することが必要です。

⑩働き方の見直し等の啓発活動の現状

*職場や家庭への意識啓発の現状

平成21年6月に男女共同参画センターを設置し、男女共同参画を推進するための事業や職業支援・メンタルヘルス相談などを実施して、女性の社会参加の支援を行っています。

仕事と子育ての両立支援事業について、事業主や事業主団体への啓発促進を拡充する必要があります。

図20 父親の就労状況（就学前児童）

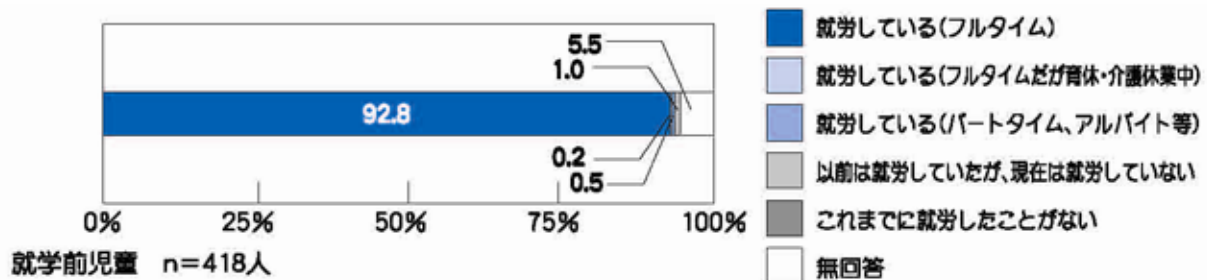


図21 母親の就労状況（就学前児童）

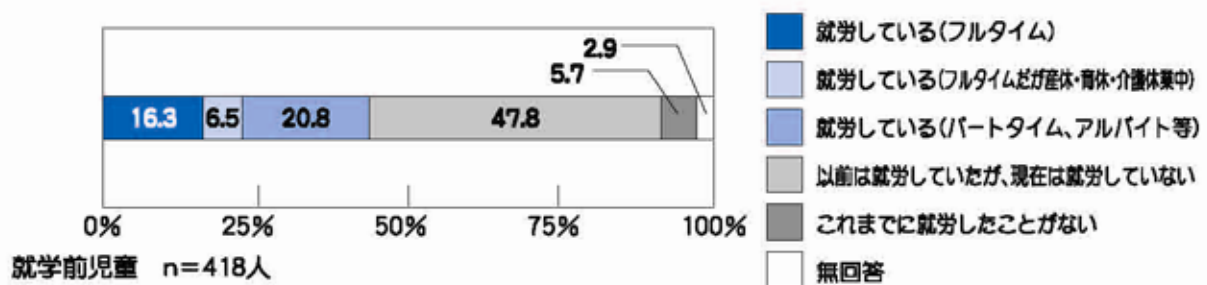


図22 父親の就労状況（小学校児童）

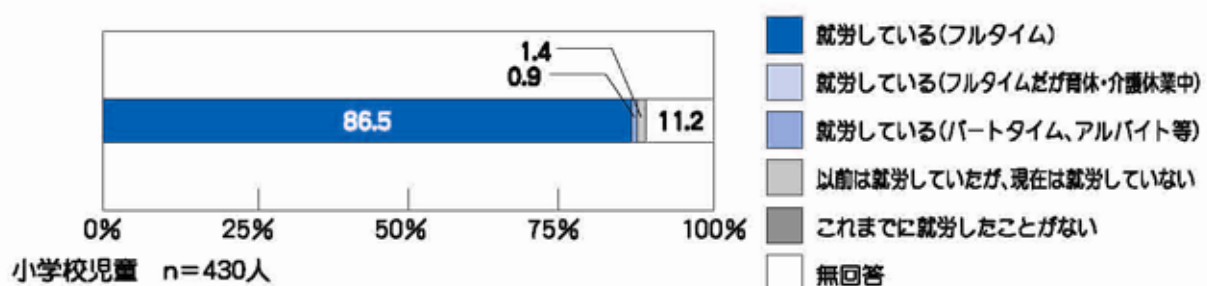
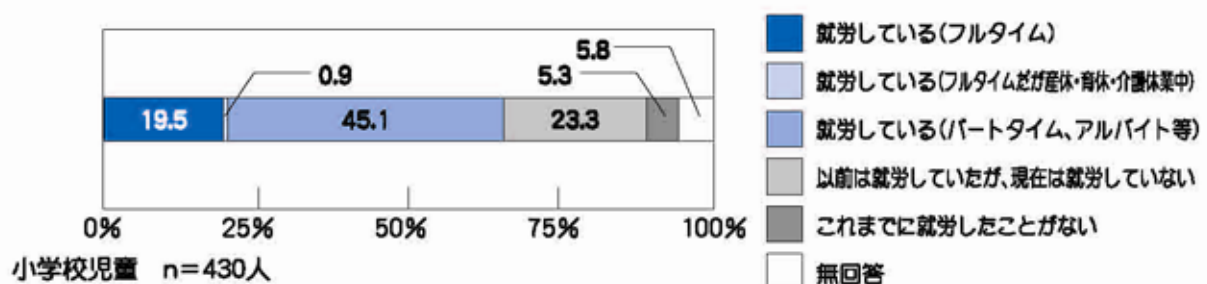


図23 母親の就労状況（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関する二一ス調査」（平成21年7月）

⑰仕事と子育ての両立支援の現状

*企業での両立支援の現状

三重県、全国労働基準関係団体連合会三重県支部、21世紀職業財団三重事業所等と共催で、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。

一般事業主行動計画に代わる名張版について、関係機関との調整ができませんでした。今後中小企業版の行動計画の策定検討を進める必要があります。

図 24 父親の育児休業制度の利用状況（就学前児童）

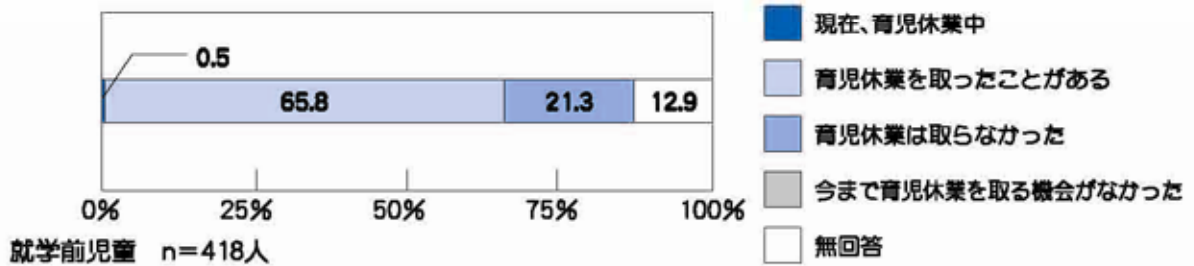


図 25 母親の育児休業制度の利用状況（就学前児童）

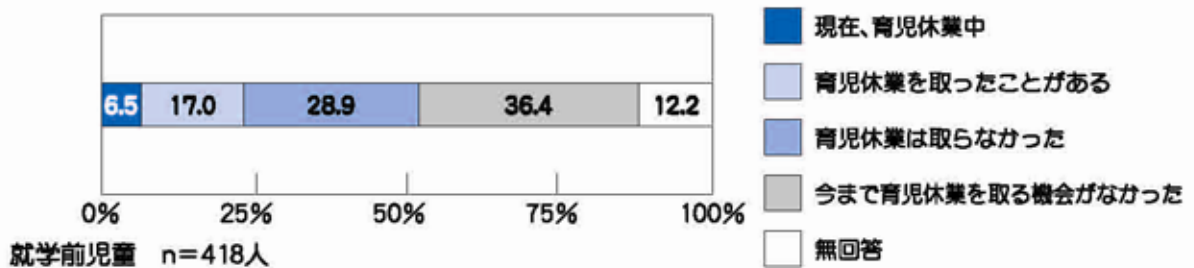


図 26 父親の育児休業制度の利用状況（小学校児童）

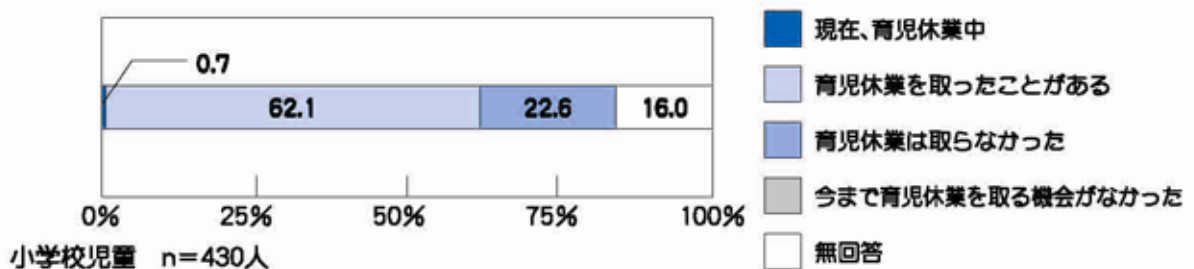
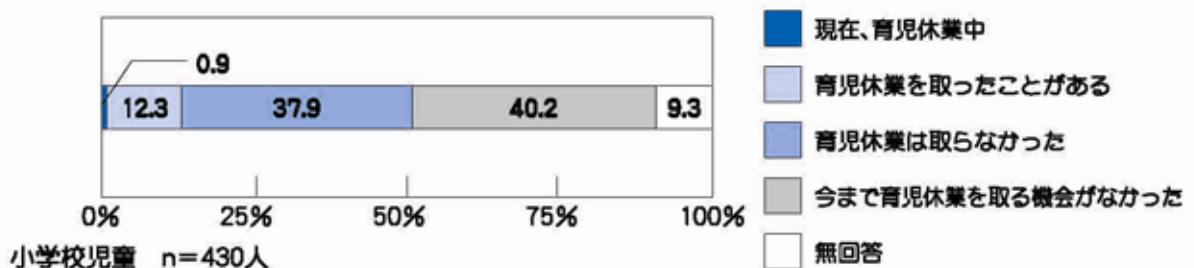


図 27 母親の育児休業制度の利用状況（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関する二一ズ調査」（平成 21 年 7 月）

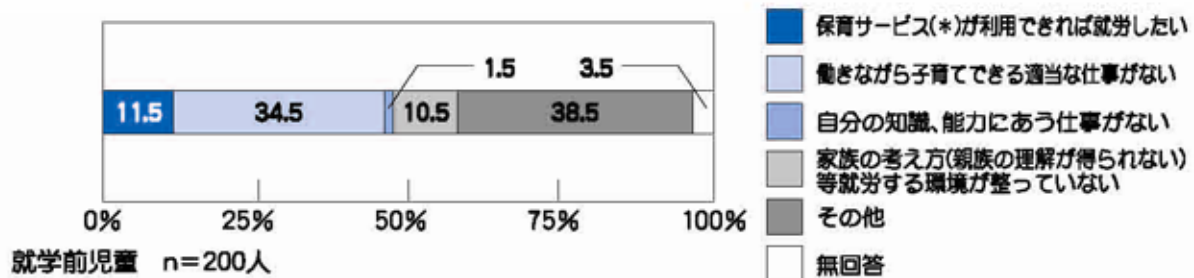
*地域での両立支援の現状

仕事と子育ての両立支援に向けて、ファミリー・サポート・センター事業を運営しているほか、地域住民の運営による市内 16 小学校区に放課後児童クラブを設置しています。

また、子ども会活動や放課後子ども教室の運営を実施しました。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と子育ての両立のための基盤の整備・充実を図る必要があります。

図 28 母親の就労希望がありながら働いていない理由（就学前児童）



*ニーズ調査における「保育サービス」とは、認可保育所、事業所内保育所、その他保育施設、幼稚園（通常の就園時間、及び就園時間を延長して預かるサービス）、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センターで定期的を受けているサービスのことです。（以降の設定も同様）

図 29 母親の就労希望がありながら働いていない理由（小学校児童）

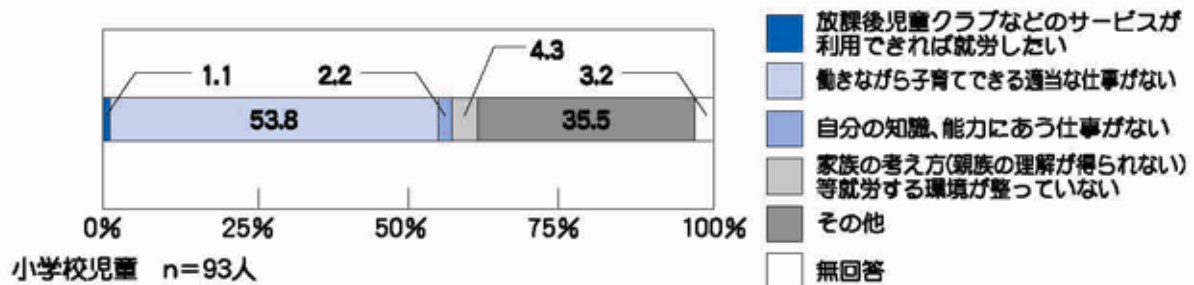
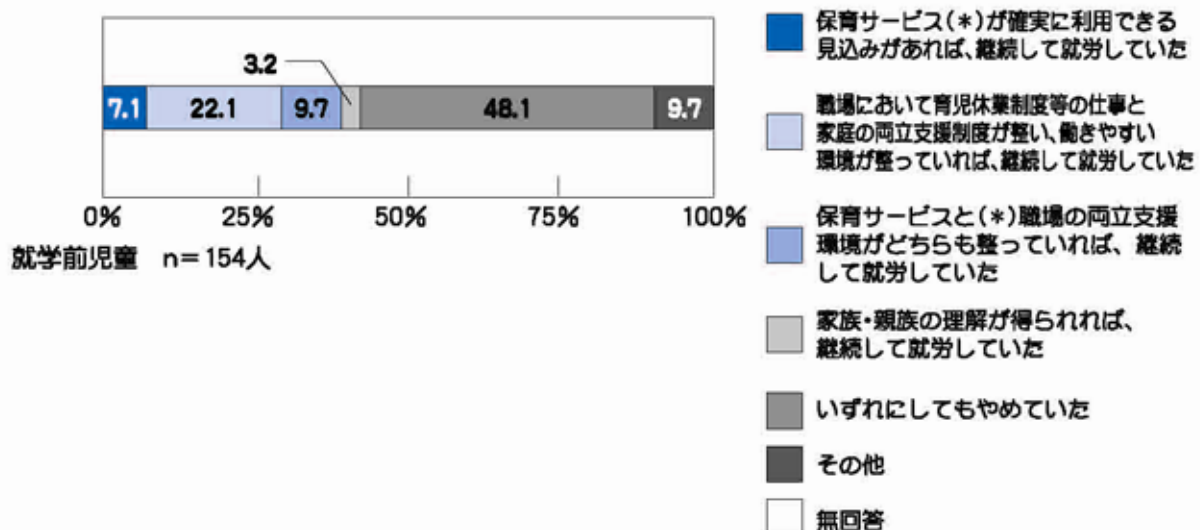
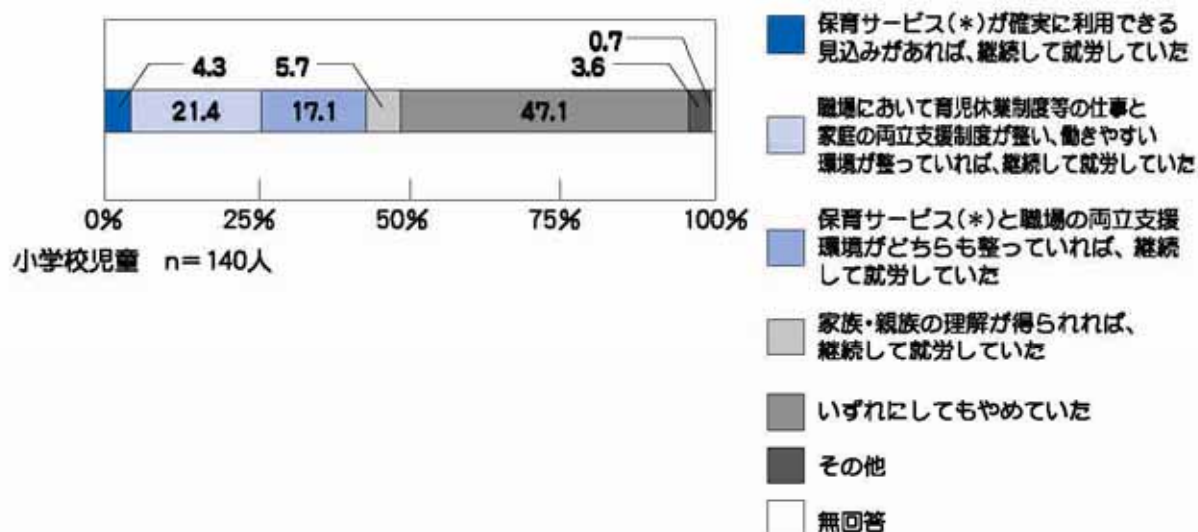


図 30 仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていた場合の母親の就労継続状況（就学前児童）



※資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 7 月）

図 31 仕事と家庭の両立を支援する環境が整っていた場合の母親の就労継続状況（小学校児童）



***家庭内での両立支援の現状**

男女がともに家庭と仕事を両立させることができる職場環境の整備を啓発するためのワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、市民への周知に努めました。

女性の社会進出が進む中、家事や育児に対する男性の関心が徐々に高まっていますが、家事や育児の役割の多くを女性が担っているケースは少なくありません。男女がともに社会進出していくためには、男性の家庭への意識を啓発し、家事育児へ積極的な参加を促すなど、男性も女性もお互いに協力しあい、ともに責任を持つことが重要です。

父親が、育児の知識や技術を身につけられるような機会や情報を提供するとともに、父親の子育てへの参加を推進していくことが重要です。

図 32 就労していない母親の就労希望（就学前児童）

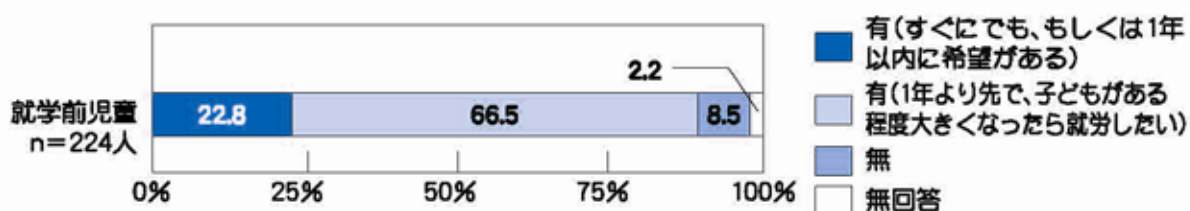
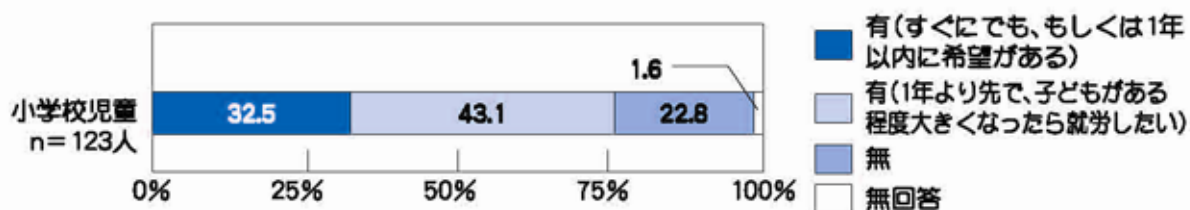


図 33 就労していない母親の就労希望（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関する二一ス調査」（平成 21 年 7 月）

図 34 母親の出産前後での離職状況（就学前児童）

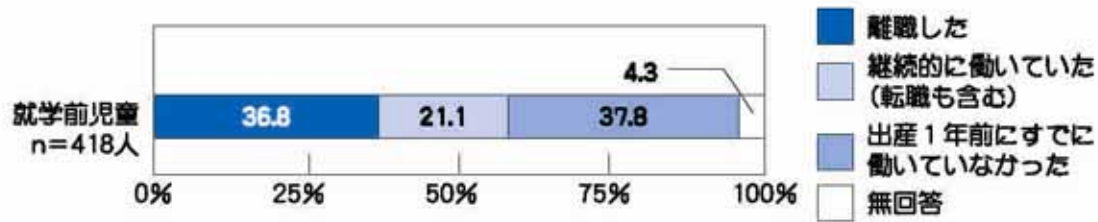


図 35 母親の出産前後での離職状況（小学校児童）

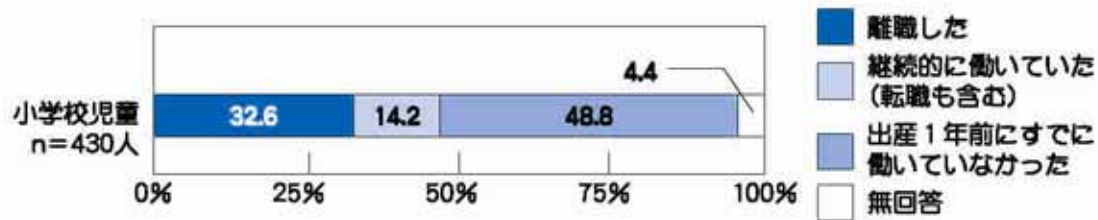


図 36 母親が仕事と子育てを両立させる上で大変なこと（就学前児童）

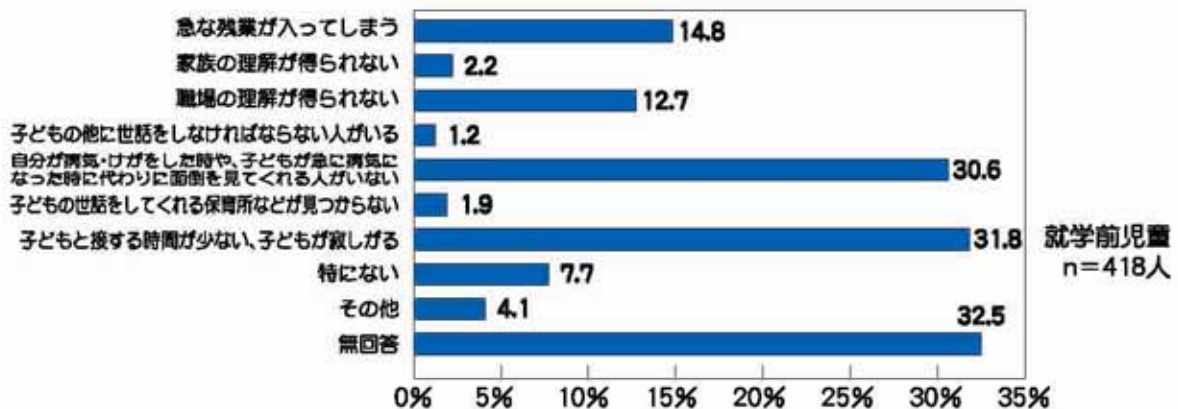
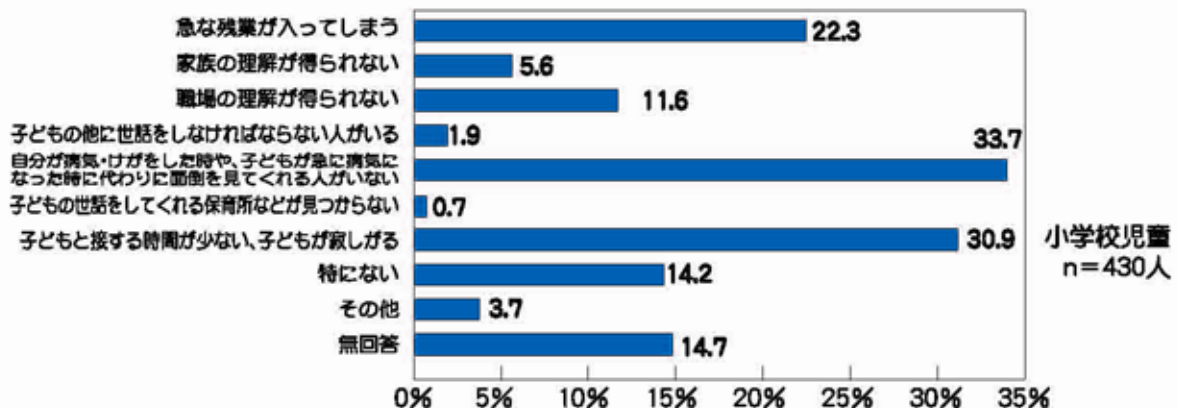


図 37 母親が仕事と子育てを両立させる上で大変なこと（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関する二一三調査」（平成21年7月）

⑱乳幼児の不慮の事故防止への取組の現状

*事故予防のための啓発の現状

保育所等では、日常の安全管理を徹底するとともに、子どもの発達の特徴を理解しながら、大きな事故につながらないよう危機管理マニュアル集を作成し、職員に周知徹底するとともに、必要に応じて保護者に配布するなどして、危機管理に配慮しています。事故発生時には、適切な対応に努め、対応後はヒヤリ・ハット事例として報告し、検討会を実施するなど、職員の危機管理の意識を高めつつ再発防止に努めています。

子どもが安全な環境の中で、育っていくことができるよう、より一層、安全管理と安全教育に努めるとともに、家庭内での事故予防に対する保護者への意識を高める啓発を進めていく必要があります。

*事故発生時の応急処置方法の啓発の現状

毎年、保育所及び幼稚園においては、職員を対象にした救急救命講習会等を、こども支援センター「かがやき」においては、子育て家庭を対象にした救急講習会を実施しています。

また、3歳未満児を担当する保育士を対象に、看護師による乳幼児保育研修を実施しています。

⑲子ども等の交通安全の現状

*園児及び保護者に対する啓発事業の現状

幼稚園や保育所においては、交通安全教育を年間指導計画の中に位置づけ、保護者会の協力を得て、警察官の指導による交通安全教室を開催するとともに、基本的な交通ルールを繰り返し指導しています。

今後も、幼稚園や保育所において、生命を守るための段階的かつ体系的な交通安全教育をさらに推進し、子どもや保護者への意識啓発を継続的に進めていく必要があります。

*小・中学校での交通安全教育の現状

小学校では、登下校に関わる日常的な指導をはじめ、警察や交通安全協会等の協力を得ながら、交通安全教室を催し、安全な歩行の方法や自転車の正しい乗り方等の習得を図っています。

保護者、学校ボランティアや登下校安全指導員の配置等、より多くの市民の協力を得て、交通安全をはじめとする学校の安全に努めています。

児童生徒の交通災害は、児童生徒側の不注意だけではなく、自動車運転者等の過失によるものも後を絶たず、その防止対応の取組が必要となります。

⑳子どもを犯罪から守る環境及び活動の現状

*子どもの犯罪防止意識の現状

青少年育成市民会議、青少年育成推進員を中心に、子どもの犯罪被害防止意識の醸成に努め、「子どもを守る家」事業の協力者の増員と資質の向上を行うとともに、地域組織や学校における防犯訓練、研修会等を実施しました。

地域組織の改編により、協力者の確保の方法を区長からの依頼方式によっていたものを見直す必要があります。また、地域と保護者・PTAとの関係強化が課題となっています。

防犯、非行防止、環境浄化の他、子どもの居場所づくり、放課後児童対策、児童虐待防止などの事業は、名張市のような人口規模の都市においては個別の課題とせず、子どもの健全育成として総合的に事業展開を行っていく必要があります。

*子ども犯罪パトロール等の現状

学校において、防犯教室や防犯訓練を実施しながら「命の笛」、「子どもを守る家」などを活用して、子どもが自らを犯罪から守る能力を育てる取組が継続的にかつ繰り返し実施されています。

また、下校時には、青少年補導センター、学校安全サポーター、地域ボランティア、地域組織によりさまざまな防犯パトロールが実施されるようになりました。

*子どもを取り巻く有害環境対策の現状

学校においては、薬物乱用等非行防止のための教育を徹底しています。

子どもが有害図書に触れる機会をなくするため、市内駅前に有害図書回収箱を設置し、定期的に回収しています。

*被害に遭った子どもの保護の現状

いじめ・虐待等の被害に遭った子ども達への対応は、子どもに係る関係機関が連携をとりながら、指導、保護等の適切な対応を行っています。

虐待の疑いや虐待の相談・通告を受けた場合は、名張市児童虐待防止対応マニュアルに沿って、関係機関が連携協力し、早期に支援を行っています。

いじめ等、子どもの権利が侵害された場合には、子ども相談室の相談員が相談に応じ、救済に向けて支援をする体制を整えています。

学校においては、日常的な児童生徒の心のケアを図るため、学校における教育相談体制を充実させており、担任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当等が連携して教育相談を実施し、スクールカウンセラー、生徒指導推進協力員、ハートフル相談員、適応指導教室等とも連携しながら一体となって相談を行っています。

いじめ・虐待等の被害の中で、家庭の協力がなかなか得られないケースについての支援の在り方に課題があり、今後、関係機関との連携をもとに、さらなる積極的な支援を進めていく必要があります。

②1 児童虐待防止対策の現状

*相談体制の現状

家庭児童相談室・子ども相談室・こども支援センター「かがやき」、保健センターなどにおいて、育児相談、発達相談、健康相談等、児童に関わるさまざまな相談に応じています。

子どもに関わるさまざまな相談に適切な支援が図れるよう、相談員が幅広い知識と技

能の習得に努め、資質の向上に努めるとともに、専門機関と連携し、相談体制の充実を図る必要があります。

表 31 子どもの相談窓口

相談内容	名称・場所	電話番号	開設時間
青少年悩み相談	青少年補導センター (桜ヶ丘・旧総合市民会館1F)	63-7867	月~金 9:00~17:00
教育よろず相談	小中教育相談室 (すずらん台東3・名張教育会館みなくる)	68-8802	月~金 9:00~18:00
不登校相談	適応指導教室(さくら教室) (桜ヶ丘・旧総合市民会館2F)	63-7830	月~金 8:30~17:00
少年相談	伊賀少年サポートセンター (名張警察署2F)	64-7837 62-0110	月~金 8:30~17:15
乳幼児健康相談	保健センター (朝日町1361-4)	63-6970	月~金 8:30~17:00
子育て相談	こども支援センター「かがやき」 (桔梗が丘西3-3-107)	67-0250	火~土 9:30~17:00
家庭児童相談	家庭児童相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	63-2515	月~金 8:30~17:15
子ども相談	子ども相談室 (丸之内・総合福祉センターふれあい2F)	63-3118	月~金 8:30~17:15

*児童虐待防止の現状

平成20年1月、名張市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童の早期発見及びその適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図る体制を整えました。

児童虐待防止対応マニュアルに基づき、名張警察署・伊賀児童相談所・市立病院・名賀医師会等の関係機関の連携協力により、児童の虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に向けて積極的に取り組んでいます。

児童虐待の発生を予防するためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、適切な支援を行う必要があります。

図 38 サービスの周知状況（小学校児童）

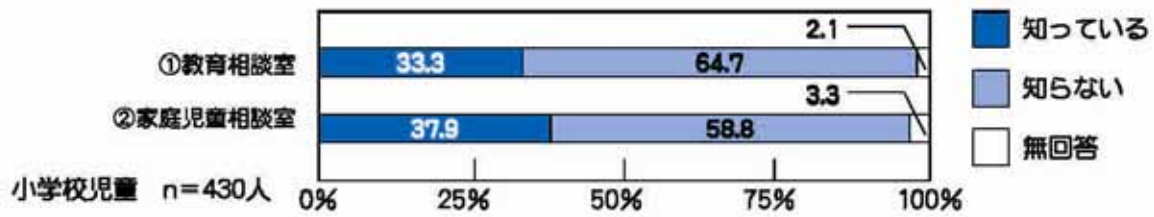


図 39 サービスの利用状況（小学校児童）

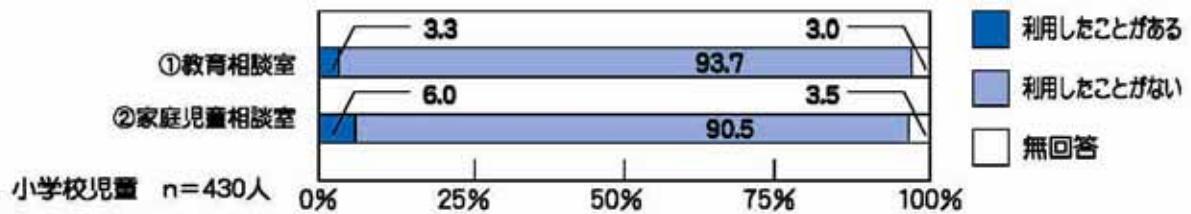
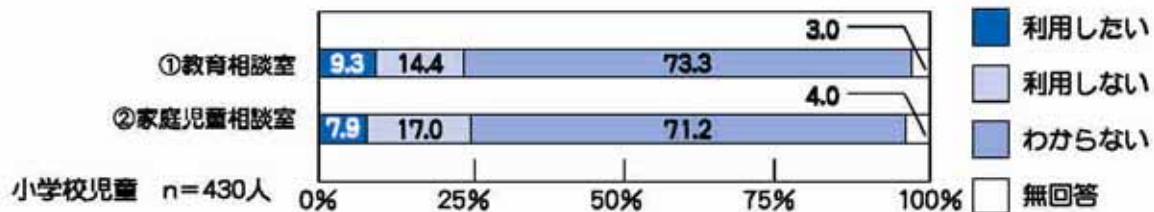
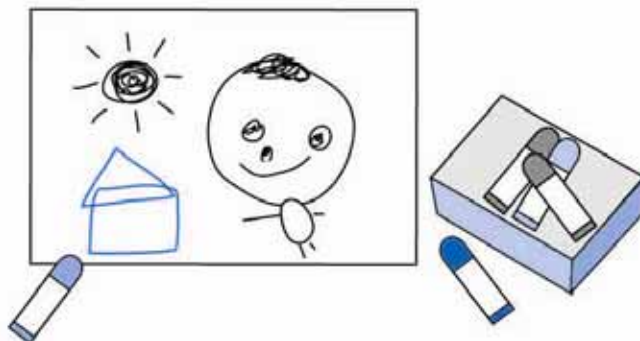


図 40 サービスの今後の利用希望（小学校児童）



※資料：「次世代育成支援に関するニーズ調査」（平成 21 年 7 月）



②ひとり親家庭の自立支援の現状

*相談体制の現状

母子家庭の自立支援を図るために、母子自立支援員を配置し、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉資金の貸付、就労に向けての母子自立支援プログラムの策定、技能修得に対する補助制度などに関し、さまざまな相談を受け、助言や情報提供など、相談者の立場に立った適切な対応を行っています。

*生活支援事業の現状

母子家庭の自立支援を図るために、母子自立支援員を配置し、ハローワークと連携したきめ細やかな就業支援、就職に有利な資格取得の促進、職業訓練中における生活資金や技能習得のための資金等の貸付など、さまざまな生活支援に取り組んでいます。

母子家庭の自立支援に向けて、社会環境が複雑化するなか、個々のケースに応じた適切な助言・指導が必要となってきました。また、父子家庭への子育て・生活支援等への取組も検討する必要があります。

③障がい児施策の現状

*発達障がい児総合支援体制の現状

発達段階に応じた乳幼児健診や健康相談の中で、発達障がいのある子どもや育てにくさを感じている保護者に適切な保健指導を実施しています。

また、保健・福祉・保育・教育・医療などの関係機関が連携し、継続して乳幼児一人ひとりのニーズに応じた総合的な支援と指導を行っています。

*療育・保育・教育の現状

保育所等では、個別乳幼児特別支援事業において、障がいの有無に関わらず、ともに生活しお互いに理解し合いながら育ち合う障がい児保育を実施しています。

学校では、全小中学校に、特別支援教育に係る校内委員会を設置、特別支援教育コーディネーターを配置し、市で統一した個別の指導計画・教育支援計画を活用し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援の充実に向けての取組を進めています。

また、年間8回、特別支援教育コーディネーター連絡会を開催し、研修や各校の情報交換をしながら、各校の支援力の向上に努めています。

*在宅福祉サービスの現状

平成18年4月に「障害者自立支援法」が制定され、障がい児の在宅生活を支援するため、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、様々なサービスの充実を図ってきました。

近年のサービス需要の拡大や障がい特性に応じたサービスの提供が十分とはいえない状況にあり、今後、利用者負担の問題や事業所、人材等の開拓、障がい種別を問わず必要なサービスが受けられる体制整備の推進や、障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成が必要です。